

医療DX推進体制整備加算に係る掲示

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③電子資格確認を利用して取得した受診歴、薬剤情報その他必要な診療情報を、診療を行う診察室または処置室で閲覧、または活用できる体制を有しています。
- ④電子処方箋の発行については、現在整備中です。
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
(2026年5月31日までの経過措置)
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定程度の実績を有し、またさらなる利用促進に向けお声かけ、ポスター掲示を行っています。
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。